

# 特定非営利活動法人 クレイジードンキー 定款

## 第1章 総則

### 【名称】

第1条 この法人は特定非営利活動法人 クレイジードンキー という。

### 【事務所】

第2条 この法人は主たる事業所を埼玉県秩父市荒川上田野785番地5に置く

## 第2章 目的及び事業

### 【目的】

第3条 この法人は秩父市荒川全地域に桜を植栽して地域里山の自然環境及び保全活動事業を行い、自然を活かした憩いの町づくり、花や緑が愛される里山を目指し、住みたい町づくりに寄与し、この地域を夢と活力のある地域として次世代に引き継ぐことを目的とする。

### 【特定非営利活動の種類】

第4条 この法人は前条の目的を達成する為、次に掲げる種類の特定非営利を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 子どもの健全育成を図る活動
- (11) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

### 【事業の種類】

第5条 この法人は第3条の目的を達成する為、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 河川の利用の活性化を図る事業
- (2) 自然体験プログラム等、都市住民との体験観光、交流事業
- (3) 農林事業を活性化するための林道整備及び農産物を地域ブランド化する為の有機栽培や地域特産品の加工事業
- (4) 荒川地域の生活文化、名物紹介の場づくり事業
- (5) 若者の企業に対する支援活動事業
- (6) 高齢者施設訪問及び荒川地域の清掃作業など社会貢献事業
- (7) 奥秩父の歴史を踏まえた伝統文化の調査事業
- (8) その他地域住民の健康増進施設の建設促進事業
- (9) 社会貢献事業の活性化を図る事業
- (10) 林業及び農業の活性化を図る事業
- (11) 荒廃農地、山林の環境整備を図る事業
- (12) 再生可能エネルギー発電所の環境整備を図る事業
- (13) 地域里山の自然環境及び保全活動事業

### 第3章 会員

#### 【種別】

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体。

#### 【入会】

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### 【会費】

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### 【会員の資格の喪失】

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

#### 【退会】

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### 【除名】

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

#### 【抛出金品の不返還】

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第4章 役員

#### 【種別及び定数】

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事6人以上9人以内、
  - (2) 監事1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

#### 【選任等】

第14条 理事及び監事は、総会の議決事項において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

#### 【理事の職務】

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長がかけたときは、その職務を代行する。

4 理事は理事会を構成し、この法人の業務を執行する。

#### 【監事の職務】

第16条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を要請すること。

#### 【任期等】

第17条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

#### 【欠員補充】

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### 【解任】

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

#### 【報酬等】

第20条 役員は、第5条の事業の遂行に関わる正当な理由がある場合には、報酬を受けることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

#### 【種別】

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### 【構成】

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

#### 【機能】

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の処分
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) 会員の除名
- (11) その他運営に関する重要事項

【開催】

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第16条第1項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

【招集】

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

【議長】

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

【定足数】

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

【議決】

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【表決権等】

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

【議事録】

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

### 【構成】

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

### 【権能】

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### 【開催】

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第16条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

### 【招集】

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### 【議長】

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### 【定足数】

第36条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

### 【議決】

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 【表決権等】

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

### 【議事録】

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

#### 【資産の構成】

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

#### 【資産の管理】

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 【会計の原則】

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

#### 【会計の区分】

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

#### 【事業計画及び予算】

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

#### 【暫定予算】

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### 【予備費の設定及び使用】

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### 【予算の追加及び更正】

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### 【事業報告及び決算】

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### 【事業年度】

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 【臨機の措置】

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

### 第8章 定款の変更、解散及び合併

#### 【定款の変更】

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に関わる定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を得なければならない。

#### 【解散】

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
  - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
  - 4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

【合併】

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 事務局

【事務局の設置等】

- 第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
  - 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
  - 4 理事は、事務局長又は職員と兼職できるものとする。

## 第10章 公告の方法及び雑則

【公告の方法】

- 第55条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。  
ただし、法第28条の2、第1項に規定する貸借対照表の公告についてはこの法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

【細則】

- 第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とし、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、設立の日から 令和 7年 5月 31日 とする。

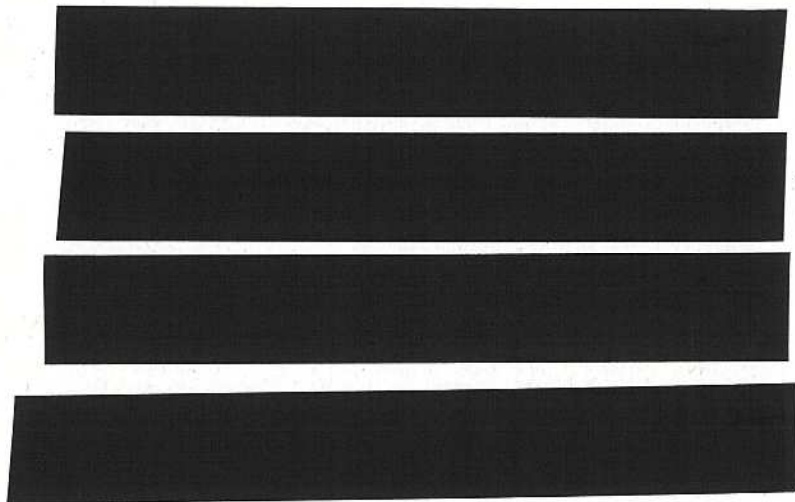
理事(理事長)	木村 勤
理事	新井 輝雄
理事	山中 孝
理事	小池 博
理事	横田 豊邦
理事	三上 喬
理事	三上 洋
理事	松本 芳行
監事	逸見 容明

- 3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、設立の日から令和7年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員(年額3千円)

(2) 賛助会員(年額1万円)





# 役員名簿

特定非営利活動法人 クレイジードンキー

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	木村 勤 きむら つとむ	[Redacted]	無
理事	新井 輝雄 あら い てる お		無
理事	山中 孝 やま なか たかし		無
理事	小池 博 こ いけ ひろし		無
理事	横田 豊邦 よこ た とよ くに		無
理事	三上 番 み かみ たかし		無
理事	三上 洋 み かみ ひろし		無
理事	松本 芳行 まつ もと よし ゆき		無
監事	逸見 容明 へん み よし あき		無

# 設立趣旨書

## 1. 趣旨

秩父荒川地区には、清雲寺、秩父花見の里、荒川運動公園など観光施設が地域観光として多々存在致します。当会は、現在まで、荒川地内にある荒川運動公園周辺の河川山林の環境整備を行い、河川の利用促進をはかり、又、花見の里広場の利用を促進する為に様々なイベントを開催するなど幅広い活動を続けてきました。また、秩父荒川地域の観光等活性化促進を図るため、活躍できる場を模索してきました。

この目的を達成するために、荒川の歴史を踏まえた文化、民芸、教育活動の場を提供すると共に高齢者の散策コース及び健康促進の場としての整備を行い、地域住民の互助の場として提供します。さらに荒川地内に存在する清雲寺、若御子神社と花見の里との散策コースのネットワークを実現します。この散策コースの実現は地域住民の人と人とのつながりを促進するばかりでなく、都会から来る人に対しても荒川の伝統文化に触れ、眺望や森林浴などの安らぎの場を提供します。この法人は秩父市荒川全地域に桜を植栽して地域里山の自然環境及び保全活動事業を行い、自然を活かした憩いの町づくり、花や緑が愛される里山を目指し、住みたい町づくりに寄与し、この地域を夢と活力のある地域として次世代に引き継ぐことを目的とします。具体的には地域の人と人、及びその他の地域から来る人と地域の人とのつながりを大切にし、共に喜び、共に楽しみ、共に生きて行ける豊かな地域社会づくり事業を推進することを目指します。当団体はこのような研究・普及活動を通じて、豊かで多様な社会の創造に貢献することを目的とします。

## 2. 申請に至るまでの経緯

平成21年から、荒川地内にある荒川運動公園周辺の河川山林の環境整備を行い、河川の利用促進をはかり、又、花見の里広場の利用を促進する為に様々なイベントを開催するなど幅広い活動を続けてきました。また、秩父荒川地域の観光等活性化促進を図るため、活躍できる場を模索してきました。

2023年3月には、法人化問題に関する本格的な検討に着手しました。この年7月には、桜の苗木植栽の場所及び桜の植え付け場所等の確保の検討会の開催。その後2023年11月の会議において、特定非営利活動法人促進法に基づく法人格を取得することにより現在の活動基盤をさらに充実させるため、NPO法人の申請に向け、定款や事業計画等の準備を開始することを決定いたしました。さらに、同年12月には設立準備委員会を発足するとともに、特定非営利活動法人「クレイジードンキー」の設立を決議し、2024年3月19日に設立総会を開催し、設立申請に至ったものです。

令和6年3月28日

特定非営利活動法人 クレイジードンキー

設立代表者

氏名 木村 勤

# 令和6年度

# 事業計画書

法人成立の日から令和7年3月31日まで

## 特定非営利活動法人 クレイジードンキー

### 1 事業の方針

本法人の初年度は本格的な事業実施にむけて、秩父市荒川全地域に桜を植栽して地域里山の自然環境及び保全活動事業の検討等の準備を進め、同時に本法人活動方針のPRと会員募集を推進する。

この法人は自然を活かした憩いの町づくり、花や緑が愛される里山を目指し、住みたい町づくりに寄与し、この地域を夢と活力のある地域として次世代に引き継ぐことを目的とする。

具体的には地域の人と人、及びその他の地域から来る人と地域の人とのつながりを大切にし、共に喜び、共に楽しみ、共に生きて行ける豊かな地域社会づくり事業を推進することを目指す。

この目的を達成するために、荒川地内にある荒川運動公園周辺の河川山林の環境整備を行い、河川の利用促進をはかる。又、花見の里広場の利用を促進する為に様々なイベントを開催し荒川の歴史を踏まえた文化、民芸、教育活動の場を提供すると共に高齢者の散策コース及び健康促進の場としての整備を行い、地域住民の互助の場として提供する。

さらに荒川地内に存在する清雲寺、若御子神社と花見の里との散策コースのネットワークを実現する。この散策コースの実現は地域住民の人と人とのつながりを促進するばかりでなく、都会から来る人に対しても荒川の伝統文化に触れ、眺望や森林浴などの安らぎの場を提供する

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 540 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲	受益対象者の予定人数	支出見込み額(千円)
河川の利用の活性化を図る事業	荒川総合運動公園周辺の環境整備及び清掃活動を行う	5月・7月・10月	荒川運動公園	20人	市民一般	20人	20
自然体験プログラム等、都市住民との体験観光、交流事業	荒川の姉妹都市との交流事業(豊島区荒川区)の打ち合わせ	年間	荒川地内	10人	市民一般	10人	0

農林事業を活性化するための農産物の地域ブランド化を推進する為の機械栽培や地域特産品の加工事業	秩父荒川産もち麦の活用方法の研究、古代蓮香の利用価値についての打ち合わせ	年間	荒川地内	10人	市民一般	10人	0
荒川地域の生活文化、名物紹介の場づくり事業	花見の里広場の利用を促進する為に様々なイベントを開催	年間	花見の里 清雲寺	30人	市民一般	200人	50
若者の企業に対する支援活動事業	若者リターン就職活動の応援事業の斡旋の打ち合わせ	年間	荒川地内	10人	市民一般	10人	0
高齢者施設訪問及び荒川地域の清掃作業など社会貢献事業	荒川地区の高齢者の慰問及び清掃活動の打ち合わせ	年間	荒川地内	10人	市民一般	10人	0
奥秩父の歴史を踏まえた伝統文化の調査事業	秩父荒川地域の歴史探訪についての事業活性化の打ち合わせ	年間	荒川地内	10人	市民一般	10人	0
その他地域住民の健康増進施設の建設促進事業	秩父花見の里から清雲寺周辺の健康増進プログラムの作成	年間	花見の里 清雲寺	30人	市民一般	50人	20
社会貢献事業の活性化を図る事業	老人ホーム訪問活動の実施の打ち合わせ	年間	荒川地内	10人	市民一般	10人	0
林業及び農業の活性化を図る事業	林業・農業の活性化を図る事業の打ち合わせ	年間	荒川地内	10人	市民一般	10人	0
荒廃農地、山林の環境整備を図る事業	山林植栽事業の促進を図る事業展開の打ち合わせ	年間	荒川地内	10人	市民一般	10人	0
再生可能エネルギー発電所の環境整備を図る事業	太陽光発電所の下刈りを実施する。	7月から 10月	荒川地内	5人	市民一般	30人	420
地域里山の自然環境及び保全活動事業	荒川全地域に桜を植栽しだれ桜植育のための場所、及び育成場所の確保	年間	荒川地内	10人	市民一般	30人	30

# 令和7年度

# 事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 クレイジードンキー

## 1 事業の方針

本法人の2年目は本格的な事業実施にむけて、秩父市荒川全地域に桜を植栽して地域里山の自然環境及び保全活動事業の検討等の準備を進め、同時に本法人活動方針のPRと会員募集を推進する。

この法人は自然を活かした憩いの町づくり、花や緑が愛される里山を目指し、住みたい町づくりに寄与し、この地域を夢と活力のある地域として次世代に引き継ぐことを目的とする。

具体的には地域の人と人、及びその他の地域から来る人と地域の人とのつながりを大切にし、共に喜び、共に楽しみ、共に生きて行ける豊かな地域社会づくり事業を推進することを目指す。この目的を達成するために、荒川地内にある荒川運動公園周辺の河川山林の環境整備を行い、河川の利用促進をはかる。又、花見の里広場の利用を促進する為に様々なイベントを開催し荒川の歴史を踏まえた文化、民芸、教育活動の場を提供すると共に高齢者の散策コース及び健康促進の場としての整備を行い、地域住民の互助の場として提供する。

さらに荒川地内に存在する清雲寺、若御子神社と花見の里との散策コースのネットワークを実現する。この散策コースの実現は地域住民の人と人とのつながりを促進するばかりでなく、都会から来る人に対しても荒川の伝統文化に触れ、眺望や森林浴などの安らぎの場を提供する

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 725 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲	受益対象者の予定人数	支出見込み額(千円)
河川の利用の活性化を図る事業	荒川総合運動公園周辺の環境整備及び清掃活動を行う	5月・7月・10月	荒川運動公園	20人	市民一般	30人	30
自然体験プログラム等、都市住民との体験観光、交流事業	荒川の姉妹都市との交流事業(豊島区荒川区)の打ち合わせ	年間	荒川地内	10人	市民一般	10人	0

農林事業を活性化するための整備と地域ブランド化を推進する事業	秩父荒川産もち麦の活用方法の研究、古代蓮香の利用価値についての打ち合わせ	年間	荒川地内	10人	市民一般	10人	0
荒川地域の生活文化、名物紹介の場づくり事業	花見の里広場の利用を促進する為に様々なイベントを開催	年間	花見の里 清雲寺	30人	市民一般	300人	40
若者の企業に対する支援活動事業	若者リターン就職活動の応援事業の斡旋の打ち合わせ	年間	荒川地内	10人	市民一般	10人	0
高齢者施設訪問及び荒川地域の清掃作業など社会貢献事業	荒川地区の高齢者の慰問及び清掃活動の打ち合わせ	年間	荒川地内	10人	市民一般	10人	0
秩父の歴史を踏まえた伝統文化の調査事業	秩父荒川地域の歴史探訪についての事業活性化の打ち合わせ	年間	荒川地内	10人	市民一般	10人	0
その他地域住民の健康増進施設の建設促進事業	秩父花見の里から清雲寺周辺の健康増進プログラムの作成	年間	花見の里 清雲寺	30人	市民一般	50人	30
社会貢献事業の活性化を図る事業	老人ホーム訪問活動の実施の打ち合わせ	年間	荒川地内	10人	市民一般	10人	0
林業及び農業の活性化を図る事業	林業・農業の活性化を図る事業の打ち合わせ	年間	荒川地内	10人	市民一般	10人	0
荒廃農地、山林の環境整備を図る事業	山林植栽事業の促進を図る事業展開の打ち合わせ	年間	荒川地内	10人	市民一般	10人	0
再生可能エネルギー発電所の環境整備を図る事業	太陽光発電所の下刈りを実施する。	7月から 10月	荒川地内	5人	市民一般	30人	525
地域里山の自然環境及び保全活動事業	荒川全地域に桜を植栽しだれ桜植育のための場所、及び育成場所の確保	年間	荒川地内	10人	市民一般	30人	100

設立当初の事業年度 活動予算書  
 法人成立の日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人 クレイジードンキー

(単位：円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	60000	
賛助会員受取会費	30000	
.....		90000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
.....	0	0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
.....	0	0
4. 事業収益		
河川の利用の活性化を図る事業	0	
自然体験プログラム等、都市住民との体験観光、交流事業	0	
農林事業を活性化するための林道整備及び農産物を		
地域ブランド化する為の有機栽培や地域特産品の加工事業	0	
荒川地域の生活文化、名物紹介の場づくり事業	0	
若者の企業に対する支援活動事業	0	
高齢者施設訪問及び荒川地域の清掃作業など社会貢献事業	0	
奥秩父の歴史を踏まえた伝統文化の調査事業	0	
その他地域住民の健康増進施設の建設促進事業	0	
社会貢献事業の活性化を図る事業	0	
林業及び農業の活性化を図る事業	0	
荒廃農地、山林の環境整備を図る事業	0	
再生可能エネルギー発電所の環境整備を図る事業	504000	
地域里山の自然環境及び保全活動事業	0	
.....	0	504000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
.....	0	0
経常収益計		594000
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
活動手当	540000	
.....	0	
人件費計	540000	
(2) その他経費		
.....	0	
その他経費計	0	
事業費計		540000
2. 管理費		
(1)		
人件費	0	
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
.....	0	
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		540000
当期経常増減額		54000
<b>III 経常外収益</b>		
1. 固定資産売却益		
.....		0
経常外収益計		0
<b>IV 経常外費用</b>		
1. 過年度損益修正損		
.....		0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		54000
設立時正味財産額	0	0
次期繰越正味財産額		54000



設立2年目の事業年度 活動予算書  
令和7年4月1日～令和8年3月31日

特定非営利活動法人 クレイジードンキー  
(単位:円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	90000	
賛助会員受取会費	50000	
.....		140000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
.....	0	0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
.....	0	0
4. 事業収益		
河川の利用の活性化を図る事業	0	
自然体験プログラム等、都市住民との体験観光、交流事業	0	
農林事業を活性化するための林道整備及び農産物を		
地域ブランド化する為の有機栽培や地域特産品の加工事業	0	
荒川地域の生活文化、名物紹介の場づくり事業	0	
若者の企業に対する支援活動事業	0	
高齢者施設訪問及び荒川地域の清掃作業など社会貢献事業	0	
奥秩父の歴史を踏まえた伝統文化の調査事業	0	
その他地域住民の健康増進施設の建設促進事業	0	
社会貢献事業の活性化を図る事業	0	
林業及び農業の活性化を図る事業	0	
荒廃農地、山林の環境整備を図る事業	0	
再生可能エネルギー発電所の環境整備を図る事業	630000	
地域里山の自然環境及び保全活動事業	0	
.....	0	630000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
.....	0	0
経常収益計		770000
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
活動手当	725000	
.....	0	
人件費計	725000	
(2) その他経費		
.....	0	
その他経費計	0	
事業費計		725000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
.....	0	
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		725000
当期経常増減額		45000
<b>III 経常外収益</b>		
1. 固定資産売却益		
.....		0
経常外収益計		0
<b>IV 経常外費用</b>		
1. 過年度損益修正損		
.....		0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		45000
前期繰越正味財産額		54000
次期繰越正味財産額		99000